

金融税制改革を見据えたIT戦略

—金融機関は何を準備しておくべきか—

証券各社は、証券決済制度改革の総仕上げにあたる株券電子化を、大量の人員を投入して2009年の初めに完遂した。ストリートサイド（証券会社間の取引）の制度改革が一段落したいま、今度は投資家サイドの制度改革が動き出している。本稿では、金融所得一体課税を目玉とする金融税制改革に際して、金融機関が何を準備しておくべきか考察する。

金融所得一体課税に備えて

証券取引に関する税制は、一体課税の対象を、株式や投資信託の譲渡所得（売却による差損益）の損益通算に加え、配当金などの配当所得へと順次、拡大してきた。今後の金融所得一体課税では、これらの証券取引に加え、銀行預金も対象に加えられ見込みである。

すなわち、証券・銀行の垣根を超えて一体課税とすることにより、株式や投資信託などの譲渡（売却）損益で銀行預金の源泉徴収の税金還付を受けることが可能になるのである。従って、投資家は金融所得一体課税によって節税効果が期待でき、これはまさに「投資家サイドの制度改革」と言える。

証券・銀行の垣根を超えた金融所得一体課税の実現には、証券、銀行いずれの金融機関にとっても大規模なIT投資が必要になる。制度改革の施行までには数年の準備期間が設けられることが想定されるが、金融機関にとって避けられないIT投資に向けていま何をしておくべきか、そのポイントを考えてみたい。

“マルチアカウント”のシステム構造

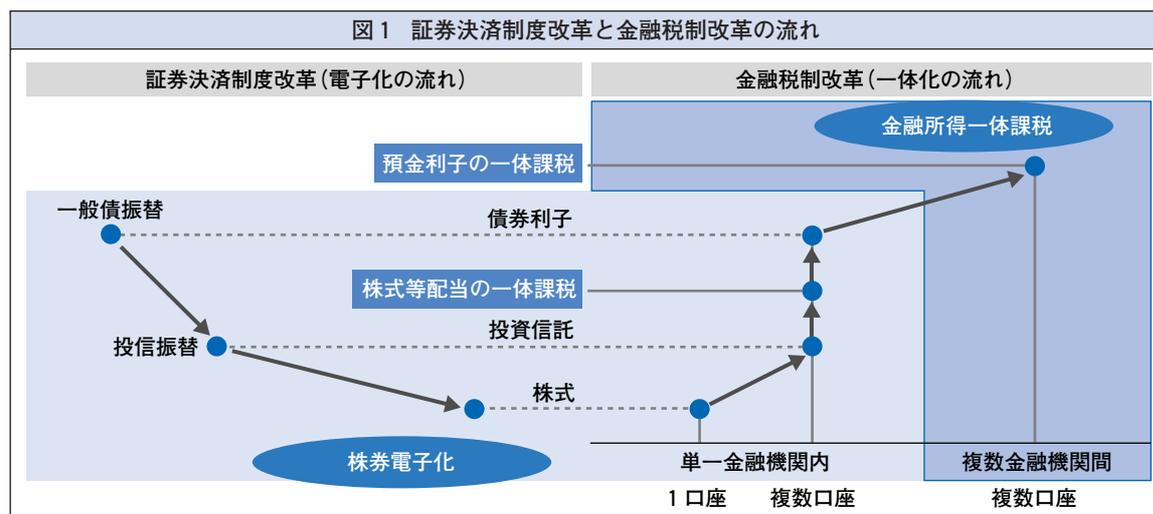
1つ目のポイントとして、一人の投資家の

損益管理を複数の口座を通算して行う“マルチアカウント”のシステム構造づくりがあげられる。

現在、証券各社が提供しているラップ口座（投資一任契約に基づく資産運用サービス）では、投資家は専用の口座と一般の口座の両方を開設する。そのため、証券業界では一人の投資家の複数の口座を通して損益管理が可能なシステムをすでに構築してあるケースもある。しかしこれはあくまでも1つの金融機関内での一体課税の域にとどまるものである。

今後、金融所得一体課税の対象が証券取引に加えて銀行預金にも拡大されることを前提とすれば、証券・銀行の垣根を超えて、複数の金融機関をまたいだマルチアカウント構造による損益通算管理が必要となる。そのため、複数の金融機関を横断して金融取引の損益情報データを連携させ、一体課税計算を行うビジネスプラットフォームのインフラ構築を視野に入れておきたい。

証券・銀行の垣根を超えたデータ連携を実現するためには、証券・銀行の連携を強化することが前提になる。それぞれの側から投資家をどのようにサポートしていくか、システム面を含めたすり合わせも必要であろう。



“レポート電子交付”の強化

2つ目のポイントは、投資家向けの“レポート電子交付”をさらに強化することである。

現在、証券各社は投資家に対して、取引報告書、残高照合書などの数多くのレポートを交付している。金融所得一体課税が実施されると、これらに加えて、一体課税のために損益を通算した口座・商品・取引の情報や、損益通算結果などの大量のレポートを投資家に交付することが必要になる。

従って、各社ともできるだけ早く投資家向けレポートの電子交付システムを導入して、来るべき金融所得一体課税の実施までに、電子交付契約顧客の比率を高めておくことが望まれる。電子交付システムを導入することにより、郵送などにかかる膨大な通信費を抑制することができ、印刷設備の増強も不要になるからである。

投資家の視点に立ったITサービスの実現

最後に補足しておきたいのは、金融所得一体課税を柱とする金融税制改革に対応するためのシステム戦略の根底には、投資家にわかりやすいITサービスを提供するという基本的な姿勢が必要だということである。

金融所得一体課税は、投資家側の節税効果が期待できる投資家サイドの制度改革である。本稿で述べた「マルチアカウントの構造によるITサービス」や「レポートの電子交付サービス」などのシステム戦略を構想するにあたって必要なのは、「投資家にとって必要かつ有益な情報を、適切なタイミングで、わかりやすく提供すること」を基本に据えることである。そのことを通じて、一人一人の投資家が混乱なく公平に納税手続きを行えるような、投資家の視点に立ったITサービスが実現できるであろう。 ■